

件名

農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を

改正する件

○金融庁告示第 号  
農林水産省

農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の（令和五年）内閣府  
財務省農林水産省令第 号）の

施行に伴い、農林中央金庫法施行令第七条第十一项第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年）金融  
農林水産省告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第一条 農林中央金庫法施行規則(以下「規則」という。)第七十一条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 農林中央金庫(連結自己資本比率(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年内閣府財務省令第三号)第一条第十二項に規定する連結自己農林水産省資本比率をいう。次号において同じ。)を算出する場合に限る。以下この号において同じ。)及びその子会社等(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。)(又は農林中央金庫の子会社等が行う信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。))の額が、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年金融庁告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。)第二条第二号の算式における農林中央金庫のTier1資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者(前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>〔四・五 略〕</p>	<p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 農林中央金庫(連結自己資本比率(農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年内閣府財務省令第三号)第一条第四項に規定する連結自己農林水産省資本比率をいう。次号において同じ。)を算出する場合に限る。以下この号において同じ。)及びその子会社等(農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。)(又は農林中央金庫の子会社等が行う信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。))の額が、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年金融庁告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。)第二条第二号の算式における農林中央金庫のTier1資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者(前二号に掲げる者を除く。)</p> <p>〔四・五 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。